

~相続の新しい形~ いま注目のオーダーメイド型の相続対策!!

家族信託・民事信託は、 浜口祐介税理士事務所にご相談くださ

い。 認知症対策や相続対策でお悩みの方、**初回相談無料**で承ります!!



あなたに「**家族信託(民事信託)**」は必要ですか?

以下の質問にお答えいただくことで「家族信託 (民事信託) 」が必要かどうかを診断することができます。

No	質問	回答
1	自分の死後相続のことで家族が揉めるのではないかと不安に感じる時がある	YES・NO
2	将来自分が認知症になるのではないかと不安に感じる	YES・NO
3	将来は介護施設や老人ホームへの入居を考えている	YES・NO
4	自分の死後、夫、妻の生活について心配に思う	YES・NO
5	障がいのある子供がおり、将来が心配だ。	YES・NO
6	主な相続財産は自宅のみ	YES・NO
7	老後の財産管理はできるだけ家族にお願いしたい	YES・NO
8	共有名義又は相続が発生したら共有になる不動産がある	YES・NO
9	賃貸用不動産 (アパート・マンション) を所有している	YES・NO
10	二次相続以降の財産の承継先を今から決めておきたい	YES・NO
11	会社を経営。株式のほとんどは自身や家族が所有している	YES・NO
12	何かあった時のために、銀行に定期預金口座がある	YES・NO

結果は裏面をご覧ください!!

TRUST
YOU

～相続の新しい形～ いま注目のオーダーメイド型の相続対策!!

あなたの**家族信託(民事信託)**必要度

YESの数	家族信託必要度	回答
0個	☆☆☆	今すぐに、家族信託を利用する必要はありません。今後のために事前に知っておいたほうがいいでしょう。
1～4個	★☆☆	家族信託を利用することで問題を解決できる可能性があります。 家族信託の利用をご検討いただくために、事前に知っておいたほうがいいでしょう。
5～8個	★★☆	家族信託を利用することで問題を解決できる可能性が高いです。 専門家にご相談されることをお勧めします。
9個以上	★★★	家族信託を利用した方がよいでしょう。 すぐに専門家にご相談ください!!

業界トップクラスの実績を誇る私たちにお任せください!

相談
無料

＼ まずはお電話でお気軽にご相談を! ／

TEL: 078-595-9200

FAX番号 : 078-595-9201

お名前 (フリガナ)		
ご住所		
電話番号/FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

神戸市中央区多聞通3-2-9甲南スカイビル11階
浜口祐介税理士事務所hamaguchi.ajtax@gmail.com

HPからも随時お問い合わせ受け付けております➡

<https://ajtax-hama.xii.jp>

TRUST
YOU